

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
平成30年度 第1回専門部会（子ども部会）次第

日 時 平成30年7月25日（水）
午前10時00分から
会 場 市役所2階 中会議室1、2

1 開 会

2 内 容

- （1）委嘱状等の交付について
- （2）委員の紹介
- （3）部会長及び副部会長の選出について
- （4）児童の相談窓口について（前年度事業の続き）
- （5）受給者証更新月の変更について
- （6）その他

3 閉 会

1 委嘱状等の交付について

野田市では、障害者総合支援法第89条の3（協議会の設置）の規定に基づき、障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害者差別解消法第17条（障害者差別解消支援地域協議会）の規定に基づき、差別解消の取組を円滑に行うため「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」を設置。

さらに、複雑、多様化する障がい者施策に対応するため、関係機関等との連携機能の強化や情報の共有、問題への対応等を協議するため、実務者により構成された4つの専門部会（相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会）を設置し、本会である協議会へ協議結果などの報告を行い野田市の障がい福祉の向上を図ることを目的としています。

本専門部会の委員選任の経緯について

「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱」

第7条 専門部会

- ・本会の委員のうちから会長が指名した者
- ・委員の推薦に基づき市長が委嘱した者
- ・職員のうちから市長が任命した者

事前に各所属団体より委員の推薦を頂いた各専門部会の委員案について、本年6月25日に開催された野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において決定されたもの。

委嘱・任命期間 平成30年7月1日～平成32年3月31日

2 委員の紹介

別紙 子ども部会委員名簿のとおり。

なお、委員名簿及び会議録については、野田市ホームページへ公開の対象となっています。

3 部会長及び副部会長の選出について

本部会における部会長及び副部会長を選出するもの。

部 会 長	
副 部 会 長	

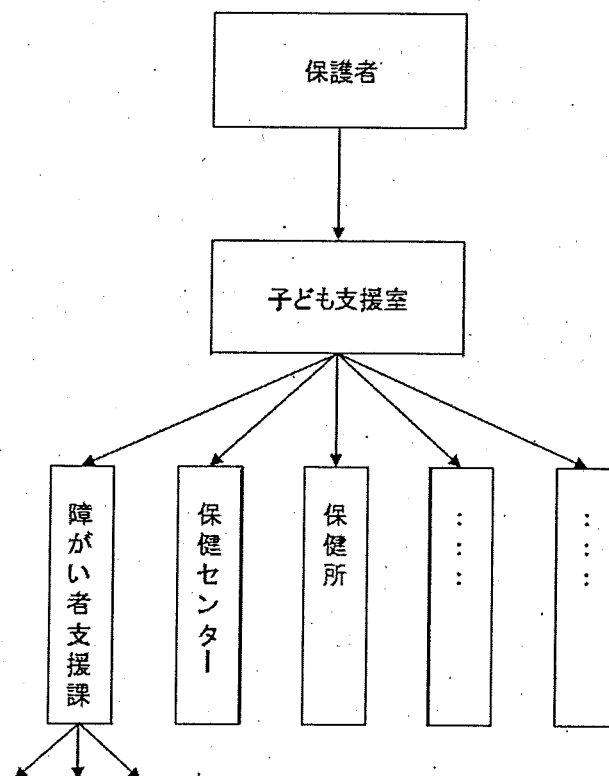
4 児童の相談窓口について

前年度より部会長や委員からの意見を頂く中で、保護者が医療や福祉に関する情報をどこに聞けばよいのかという意見があり、部会長より相談を受けてから、サービスを開始するまでの一般的なフローチャートを作成してほしいとの要望がありました。

これを受け、前年度は現状の相談窓口の状況を別紙のとおりフローチャート化しました。現状の問題点を整理していく過程で、相談窓口が多岐にわたっており、保護者がどの支援機関に相談すればよいのかがわかりにくいという意見が多くありました。

そのため、従前より子ども支援室が相談窓口として総合的機能を有していましたが、今後は相談の入り口として子ども支援室の活用をより強化し、各関係機関においても子ども支援室との連携を密にすること情報共有や情報集約を図り、保護者がサービス利用に関する情報を取得しやすい環境を整備していきたい。

イメージ図



5 受給者証更新月の変更について

これまで、ご利用されている障がい児通所支援サービスの更新時期については、住民税の新年度税情報の切り替え時期に合わせ、一律6月を更新時期としてきたところです。

ここ数年サービスの利用者の急増により、更新に伴う病院の受診予約や相談支援専門員の家庭訪問（モニタリング）の時期が集中するなど課題が生じております。

このため、毎年6月の一律更新から、お子様の誕生月を更新月とすることになりました。

【更新時期】

変更前（今まで）	変更後（これから）
毎年6月	お子様の誕生月 ※誕生日が月の初日の場合、誕生月の前月

6 その他

平成30年度 子ども部会開催予定

第1回	7月25日(水)	午前10:00	中会議室1、2
第2回	11月28日(水)	午後 1:30	512会議室
第3回	2月27日(水)	午前10:00	511会議室

定期開催の他にも必要により、部会長との協議の上、臨時的に開催。

当部会において協議したい内容や報告したい事案等がございましたら事務局までご連絡をお願いします。

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 の規定に基づき障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。
- (2) 障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。
- (3) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (4) その他障がい者等の支援について協議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 29 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者
- (2) 障がい者団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名した者並びに委員の推薦に基づき市長が委嘱した者及び職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部障がい者支援課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野田市地域自立支援協議会要綱第1条の規定により設置された野田市地域自立支援協議会(以下「旧協議会」という。)の委員である者は、この告示の施行の日に、この告示による改正後の野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱(以下「新要綱」という。)第3条第2項本文の規定により野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(以下「新協議会」という。)の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

3 この告示の施行の際現に旧協議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれこの告示の施行の日に、新要綱第5条第2項の規定により新協議会の会長又は副会長に選任されたものとみなす。

(任期の特例)

4 この告示の施行に伴い新たに委嘱される新協議会の委員の任期は、新要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、附則第2項の規定により新協議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期満了の日までとする。

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

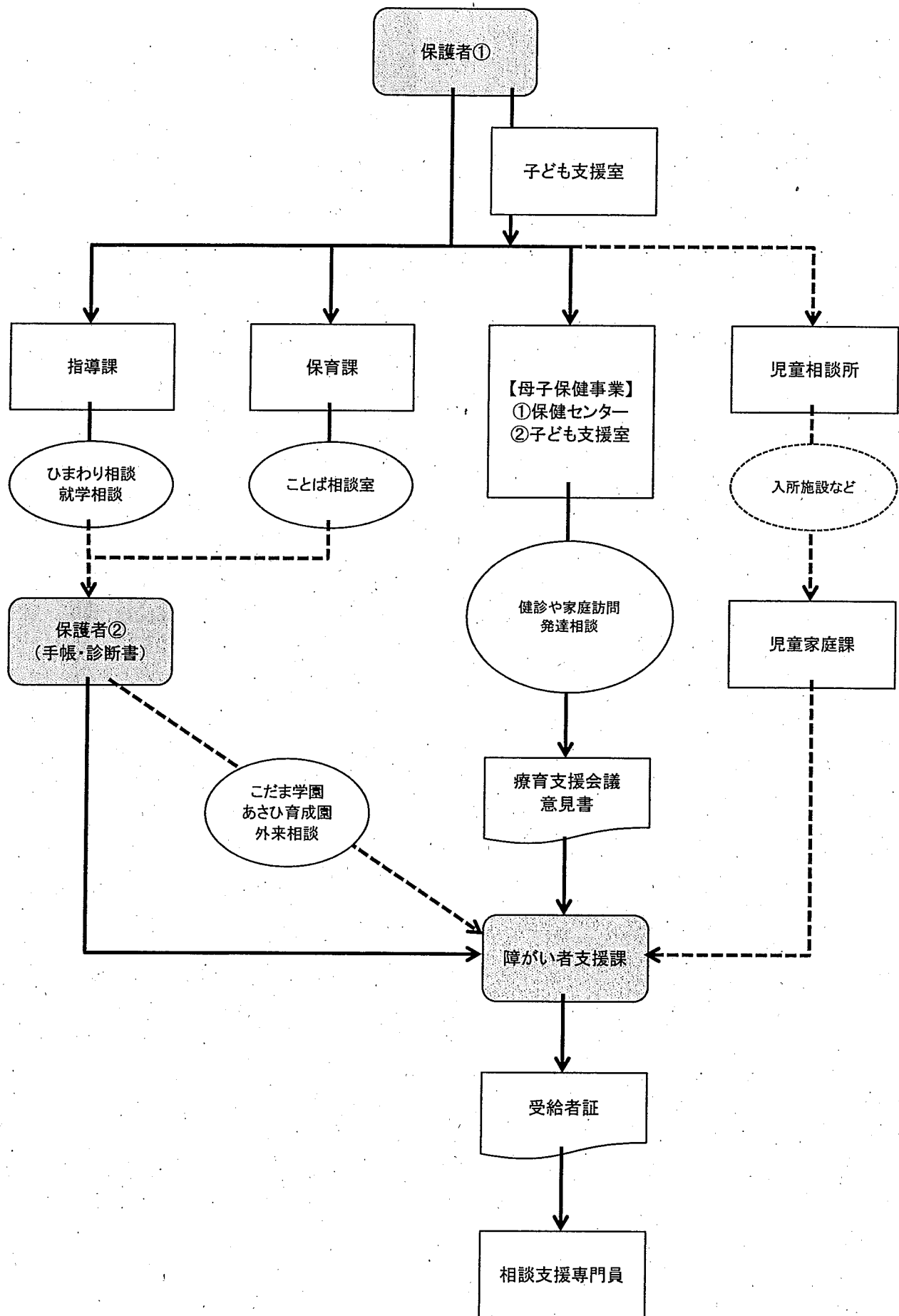
専門部会 子ども部会 委員名簿

平成 30 年 7 月 1 日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
金城 和子	H30.7.1 から H32.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	中核地域生活支援セン ターのだネット
小林 公平	H30.7.1 から H32.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	野田市立こだま学園
鈴木 千尋	H30.7.1 から H32.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	社会福祉法人野田市 社会福祉協議会
副見 君雄	H30.7.1 から H32.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	野田市立あさひ育成園
相澤 加代子	H30.7.1 から H32.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市手をつなぐ 親の会
古谷田 美穂子	H30.7.1 から H32.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市自閉症協会
渡辺 梨絵	H30.7.1 から H32.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市肢体不自由児者 父母の会
池田 亜由美	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター 子ども支援室
磯部 恵子	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会 指導課
金 安佳子	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保育課
小林 真奈美	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉 センター
中山 知子	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター
西原 裕哉	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援 学校
廣瀬 康之	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保育課
村山 佐知子	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター 子ども支援室
渡部 茂至	H30.7.1 から H32.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市児童家庭課

<現状の相談フロー(発達相談)>

(別紙)



<現状の相談フロー(医療ケア児)>

